

岩手県告示第 201 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成 19 年 3 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 2 月 19 日
 - (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人ユリノキ会
 - イ 代表者の氏名 新里耕一
 - ウ 主たる事務所の所在地 盛岡市南仙北一丁目 17 番 7 号「共同作業所 コスモス」
 - (3) 定款に記載された目的 この法人は、精神に障害のある人(以下「障害者」という)及びその家族を支援するため、精神保健福祉に関する事業並びに障害者の就労、生活支援に関する事業を行い、もって地域社会での障害者に対する福祉増進に寄与することを目的とする。
- 2(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 2 月 16 日
 - (2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人ハートピュア盛岡
 - イ 代表者の氏名 川村キヌ
 - ウ 主たる事務所の所在地 盛岡市
 - エ 従たる事務所の所在地 盛岡市
 - (3) 定款に記載された目的 この法人は、心身に障害を持つ当事者、家族、ボランティア、一般市民が協力し合い、心身に障害を持つ者の社会復帰の促進を図り、「完全参加と平等」を指標に障害者の自立と福祉の増進に寄与することを目的とする。